

第1章

ASBJが9月13日に公表 「リースに関する会計基準」 等の概要

【この章のエッセンス】

●2024年9月に新たなリースに関する会計基準である企業会計基準「リースに関する会計基準」等が公表された。適用時期は、2027年4月1日以後開始する事業年度からとなり、準備期間は2年半程となる。

●借手は、原則としてすべてのリースについて資産および負債を計上する。また、IFRS 16号「リース」と同様に、すべてのリースを金融の提供として捉えて、使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルによる。

●貸手は、収益認識会計基準との整合性を図る点、リースの定義およびリースの識別を除き、基本的に

現行基準の定めを踏襲している。

はじめに

2024年9月13日に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、次の会計基準等および関連する会計基準等の改正を公表した⁽¹⁾。

- ・企業会計基準34号「リースに関する会計基準」（以下、「本会計基準」という）
- ・企業会計基準適用指針33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、「本適用指針」といい、両者をまとめて以下、「本会計基準等」という）

また、本会計基準等の公表と同日

に、日本公認会計士協会（JICPA）より本会計基準等の影響を受ける実務指針等の改正が公表されている⁽²⁾。

本会計基準等では、原則として、借手のすべてのリースについて資産および負債を計上する等の変更がなされており、多くの企業において影響が生じる。また、適用時期は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からとされており、2025年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から早期適用が可能である。

本章では、本会計基準等の概要について解説する。文中の意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。なお、本章および第2章、第3章における「基準〇

項」「指針〇項」の記載は、特段の断りがない限り、それぞれ本会計基準と本適用指針の項番号を示している。

(1) リンク先のASBJのホームページを参照
(<https://www.asb-j.jp/jp/accounting-standards/2024/2024-0913.html>)
(2) リンク先のJICPAのホームページを参照
(<http://jicpa.or.jp/specialized-field/20240913kq.html>)

(1) 公表の経緯

2016年1月に、国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS 16号「リース」(以下、「IFRS 16号」という)を公表した。また、同年2月に、米国税務会計基準審議会（FASB）は、「Topic 842 「リース」(以下、「トピック842」という)を公表した。これらの会計基準では、借手の会計処理に関して、主に費用配分の方法は異なるものの、原資産の引渡しにより借手に支配が移転した使用権部分に係る資産(使用権資産)と当該移転に伴う負債(リース負債)を計上する使用権モデルにより、これまでのオペレーティング・リースを含むすべてのリースについて資産および負債を計上する(オンバランス)こととしている。

このようなIFRS 16号およびトピック842の公表により、現行の日本基準とは特に負債の認識において違